

平成30年8～9月の台風・豪雨による被害を受けた小規模事業者の皆様へ

中小企業庁 平成30年度被災地域販路開拓支援事業

小規模事業者持続化補助金

<台風・豪雨被災地自治体連携型>

平成30年8月から9月にかけての台風・豪雨による被害を受けた、山形県・滋賀県・京都府・大阪府・和歌山県内の小規模事業者のうち、府県による復旧・復興に関する補助支援(★)を受けながら販路開拓に取り組む者を対象に、

- 早期に新たな経営計画を作成し、事業再建に取り組むにあたり、**経営計画に基づいて実施する販路開拓**の取り組みに対し**50万円**を上限とする補助金(補助率:2/3)が出ます。

★山形県 : 平成30年度山形県中小企業スーパーータルサポート補助金
小規模事業者持続的発展支援事業(8月豪雨対応分)

滋賀県 : 滋賀県小規模事業者新事業スタートアップ支援補助金<平成30年度 追加公募>

京都府 : 平成30年度中小企業等復興支援事業補助金(平成30年台風第21号)

大阪府 : 平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金

和歌山県 : 平成30年度地域企業等事業再開支援事業補助金

*申請に際しては、府県の補助施策を受けている、もしくは受けることが決定または内定していることを証する書面の添付が必須です。

・複数の事業者が共同で申請することも可能。この場合、上限は100万円～500万円。

・申請書類に基づく審査の結果、採択を受けた事業者が補助金交付の対象となります。

- 補助金交付決定日から遡って**平成30年8月20日以降に発生した費用についても補助対象経費に計上可能**です。

(注)当該費用による取組が、補助事業計画に盛り込まれていることが必要。

- 経営計画や補助事業計画の作成、販路開拓の実施にあたって、**商工会議所の指導・助言**を受けられます。

《対象となる取組の一例》

- ・店舗再建の間の売上確保と常連客の維持のために、移動販売車を導入してケータリング事業を開始
- ・仮設事業所でも商品製造と販路開拓が可能となるように、小型の真空パック包装器を導入
- ・営業再開を知らせるチラシを作成・配布

【注意】本補助金の支援対象は販路開拓の取組であり、事業再建・販路開拓とは関係のない復旧、買い替え費用に対する補助ではありません。

【お問合せ先】 鶴岡商工会議所 電話:0235-24-7711

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6447-1691 [9:30～12:00、13:00～17:30(土日祝日、年末年始除く)]

※お問い合わせの際は「**台風・豪雨被災地自治体連携型**」とお伝えください

URL:<https://h30h.jizokukahojokin.info/taifu/>

【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

平成30年8月から9月にかけての台風・豪雨による被害を受けた、山形県・滋賀県・京都府・大阪府または和歌山県に所在する小規模事業者のうち、両府県による下記の補助支援も受けながら販路開拓に取り組む者

山形県：平成30年度山形県中小企業スーパーサポート補助金 小規模事業者持続的発展支援事業(8月豪雨対応分)
滋賀県：滋賀県小規模事業者新事業スタートアップ支援補助金 <平成30年度 追加公募>
京都府：平成30年度中小企業等復興支援事業補助金(平成30年台風第21号)
大阪府：平成30年台風第21号等被災小規模事業者支援事業費助成金
和歌山県：平成30年度地域企業等事業再開支援事業補助金

※上記補助施策を受けている、または受ける事が決定もしくは内定している事を証する書面の添付が必要です。

※小規模事業者とは、常時使用する従業員数が下記条件に合致する商工業者を指します。

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

事業再建に向けた経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓のための事業

◆補助対象経費

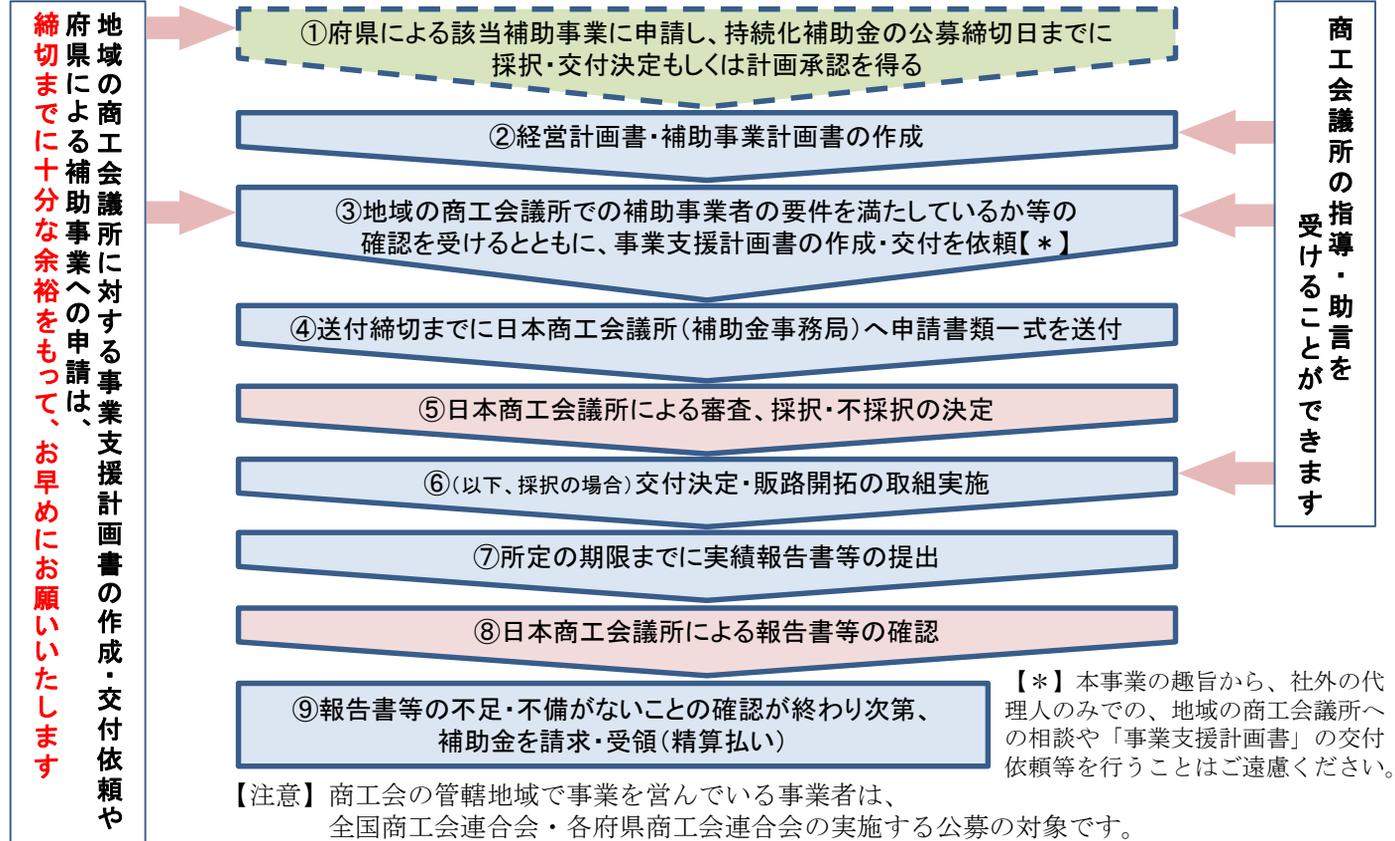
機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、設備処分費、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円

※複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

◆申請から補助金受領までの基本的な手順の流れ



◆手続きの期限等

1. 申請受付開始	平成31年2月5日(火)
2. 日本商工会議所(補助金事務局)への申請書類一式の送付締切(上記④)	平成31年4月10日(水) 【当日消印有効】
3. 採択結果公表(予定)	平成31年6月頃
4. 補助事業の実施期限【特例】	平成30年8月20日(月)～平成31年12月31日(火)